

深川市農業委員会総会議事録

(第 5 回)

令和2年8月26日

開 会 1 1 時 0 0 分

閉 会 1 1 時 2 0 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	栗野良寛	○	
2	高橋淳一	○	
3	五十嵐剛	○	
4	爲井新市	○	
5	鈴木陽志	○	
6	金谷道宏	○	
7	宮武努	○	
8	荒井優	○	
9	安居博知	○	
10	松浦明美	○	
11	山川功	○	
12	清水義博	○	
13	菊入等	○	
14	中川幸生	○	
15	大川広志	○	
16	山田正信	○	
17	板垣昭仁	○	
18	山崎和徹	○	
19	安村一稔	○	
20	大森毅英	○	
21	伊藤裕美	○	
22	青木実	○	
23	荒井政明	○	
24	廣田和也	○	
25	馬木逸男	○	
26	塩尻総徳	○	
27	清水正勝	○	

第3回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1 開催日時 | 令和2年8月26日（水）11時00分 |
| 2 開催場所 | デ・アイ研修室 |
| 3 出席委員 | 栗野良寛委員 外26名 |
| 4 説明員 | 矢櫃局長・畑山主査・藤野主任・佐藤主任・河崎主任 |
| 5 書記 | 藤野主任 |

矢櫃局長	開会宣言（11時00分） それでは只今から、令和2年度第5回深川市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会は委員全員の出席をいただいております。それでは、会長よりご挨拶をいただきまして総会を始めさせていただきます。
菊入会長	お忙しい中、お集まり頂きありがとうございます。 改選になって2回目の総会ということになります。 お盆も過ぎまして、そばの収穫、それから百合根とか、稲刈り前の大変な時期ということになります。農地パトロールが終わって一息ついているのかなと思いますが、これから秋から冬に向かって幹旋等が始まりますので一つよろしくお願ひいたします。 今日は午後から北空知の研修があるのでよろしくお願ひします。 それでは総会に入りますのでご審議のほどよろしくお願ひします。
菊入会長	日程第1、議事録署名委員を指名します。3番 五十嵐委員、4番 爲井委員を指名します。
菊入会長	日程第2、諸般報告（1）農業行政報告はありませんので、（2）農業委員会業務報告を局長から報告願ひます。
矢櫃局長	それでは私から、7月20日の総会以降、本日の総会前までの主な業務について、ご配布の業務報告書をもって報告とさせていただきます。以上でございます。
菊入会長	次に、日程第3、委員会報告。 （1）農政特別委員会開催結果報告を大川委員長より報告願ひます。
大川委員長	（資料に基づき報告）
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑等はございませんか。 （「なし」という声あり） ないようですので報告のとおり承認します。 次に（2）農地特別委員会開催結果報告を安村委員長より報告願ひます。
安村委員長	（資料に基づき報告）
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑等はございませんか。 （「なし」という声あり）
菊入会長	それではなし、ということで報告のとおり承認します。 次に（3）農民特別委員会開催結果報告を清水義博委員長より報告願ひます。

清水義博委員長	(資料に基づき報告)
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。 (「なし」という声あり) それでは報告のとおり承認いたします。
菊入会長	日程第4、報告に入ります。報告第1号 調整委員の指名について、事務局から説明願います。
佐藤主任	農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は1件で売買に係るあっせん申出です。申出年月日と指名年月日は、令和2年8月3日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告第1号を報告のとおり承認いたします。
菊入会長	続いて、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について事務局より説明願います。
佐藤主任	ご説明いたします。平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により、読み替えられてなおその効力を有するものとされた、旧法施行規則第26条の規定及び、農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は2件で、1番が新法分、2番が旧法分となっております。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質疑等はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告第2号を報告のとおり承認します。
菊入会長	続いて、報告第3号 農業者年金経営移譲年金裁定請求について事務局より説明願います。
佐藤主任	ご説明いたします。平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧法施行規則第24条の規定に基づき、記載の方から農業者経営移譲年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたので、ご報告いたします。今月は1件で、番号1番は、後継者への使用貸借による経営移譲をした案件となっております。 基金への提出年月日、支給年月、基準日面積、経営移譲面積等につきましては記載のとおりでございます。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質疑等はありませんか。

菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは質疑なしということで報告第3号を報告のとおり承認します。</p>
菊入会長	<p>続いて、報告第4号 新農業者年金特例付加年金裁定請求について、事務局から説明願います。</p>
佐藤主任	<p>ご説明いたします。農業者年金基金施行規則第15条の規定に基づき、記載の方から特例付加年金の裁定請求書を受領し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は1件でございます。受給権者の氏名、生年月日、基金への提出年月日、支給年月、農業廃止年月日等につきましては記載のとおりでございます。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑等はございませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは質疑なしということで報告第4号を報告のとおり承認いたします。</p>
菊入会長	<p>日程第5、議案に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
佐藤主任	<p>ご説明いたします。記載の方々から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は2件で、番号1番、2番は土地改良事業に伴う換地処分による利用者の調整によって、経営合理化を図るための解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については、全て令和2年8月3日です。解約する土地の所在等、その他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑を受けます。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで、議案第1号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
畑山主査	<p>ご説明いたします。記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利設定に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。今月は1件で、申請地及び申請人氏名・理由・借受人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番は、経営主である息子が、個人経営から転換して農地所有適格法人を新規設立したことに伴い、借人である農地所有適格法人の構成員家族からの農地を使用貸借しようとするもので、期間は30年となっております。なお、農地所有適格法人の新規設立による農地特別委員会での審議については、個人経営から法人経営へ転換するために法人を設立する場合で、かつ、農地所有適格法人の要件を満たしている場合は、農地特別委員会の審議の対象外となっております。今回の法人が、農地所有適格法人の要件を満たしていることは事務局にて確認済みです。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお</p>

	伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なし、ということで議案第2号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。
佐藤主任	ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、記載の方々に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、審議をお願いします。今月は8件で、全て売買の案件です。番号1番は、出し手の残地を経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号2番は、農地売買等支援事業の早期売渡で、受け手は借入地を取得し経営安定を図るもので、資金対応はL資金です。番号3番から8番は、農地売買等支援事業の買い入れです。番号3番は経営合理化のため農地を処分するもの、番号4番から8番は、返還された農地を処分するものです。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号3番で五十嵐委員の議事参与を制限します。それでは質疑を受けます。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なし、ということで、議案第3号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）への意見について、を議題とします。事務局から説明願います。
河崎主任	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、深川市から意見を求められた農用地利用配分計画（案）について、適当であるとの意見を付して提出するため審議をお願いいたします。今月は2件です。番号1番、2番いずれも平成27年12月総会におきまして農用地利用集積計画を決定し、農地所有者から北海道農業公社へ農地中間管理権を設定した案件で、土地改良事業に伴う換地処分による利用者の調整を行うため、現行の賃貸借権設定を解約し、新たな農用地利用配分計画を立てることによって別の受け手に貸付けするものです。賃貸借期間につきましては、残期間の5年となっております。なお、適当であるとの意見を付して提出する配分計画（案）につきましては、今後、北海道農業公社、北海道の手続きを経まして令和2年10月15日に公告決定となる予定です。権利を設定する農用地の内容、氏名、経営面積等は記載のとおりとなっております。説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりました。質疑を受けます。

菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで、議案第4号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第5号 現況証明書の交付について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
河崎主任	<p>ご説明いたします。記載の方より現況証明書の交付願がありましたので、適否について審議をお願いいたします。土地の所在・公簿地目等は記載のとおりとなっております。今月は1件で、証明を必要とする理由は地目変更のためです。8月19日に菊入会長、宮武委員、爲井委員の3名で現地調査をしております。番号1番は、年月日不詳より雑種地となって現在に至っており、申出のとおり非農地で地目は雑種地との意見をいただいております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで、議案第5号は原案のとおり決定します。</p> <p>以上で、本総会に課されました議事は全て終わりましたので、農業委員会総会を終了します。</p> <p>(総会終了 11時20分)</p>